

HOTLINE

日時： 2004年12月13日（月曜日）

場所： タイ外務省会議室

サランロム外交問題研究所（S I F A）との研究セミナー

日本側参加者

宮川眞喜雄・日本国際問題研究所所長

末次克彦・アジア・太平洋エネルギーフォーラム（A P E F）代表幹事

高木誠一郎・同研究所客員研究員（青山学院大学教授）

菊池 努・同研究所客員研究員（青山学院大学教授）

松本 弘・同研究所主任研究員

笹島雅彦・同研究所特別研究員

加地 礼・同研究所研修員

タイ側参加者

ソラチャック外務政務官

チュラチープ・タマースト大学准教授

プラトゥームポー・チュラロンコーン大学准教授

チャイワット・チュラロンコーン大学准教授

ポンサン・ラームカムヘン大学助教授

日本の国連安保理常任理事国入り問題に議論集中

国連の強制措置への参加の壁は

日本国際問題研究所は12月13日、バンコク市内のタイ外務省で、サラノム外交問題研究所（SIFA）との研究セミナーを初めて開いた。これは、政府間ハイレベルで、両国の知的交流を促進することについて合意したことを受け、両研究所が窓口となって開催にこぎ着けたもの。会議には、両国の研究者らが参加し、活発に意見を交換した。

日本とタイの二国間関係は基本的に緊密で、経済面では、日タイ経済連携協定（JTEPA）の締結に向け、交渉が進められている。また、安全保障面では、2003年3月、アフガニスタンのテロ対策のため、海上自衛隊の艦船がタイ陸軍工兵部隊の重機を輸送する業務を請け負ったり、イラクの復興支援活動のために、それぞれタイ軍、自衛隊を派遣したりするなど、緊密な信頼関係を築いている。



こうした良好な二国間関係を反映して、会議では、両国の問題は扱わず、国際問題のうち、関心の

高い 米国と中国の影響 中東問題 アジア地域協力 国連改革 の四つのテーマを議論することになった。このうち、もっとも議論が活発に展開されたのは、国連改革問題。まず、日本側がアナン事務総長の諮問機関、国連改革ハイレベル委員会が11月30日に公表した報告書に基づいて、国連常任理事国入りを目指す日本の立場を説明した。これに対し、タイ側からは憲法問題と絡めて、「憲法九条を改正しないと、日本は常任理事国としての責任が果たせないのではないか」「国連憲章上は、安保理決議に基づく強制措置に日本が一加盟国として参加しなくても法的問題は生じないかもしれないが、常任理事国としての道義的責任上、それで済むのか」「常任理事国の拒否権は制限されるべきではないのか」といった質問が矢継ぎ早に出された。

日本側は、憲法九条改正が安保理常任理事国入りの前提条件ではないことや、国連安保理決議に基づく強制措置に参加することが必ずしも加盟国の義務では

ないことを強調した上で、国連からの要請に基づく自衛隊の海外派遣に関する憲法解釈については、「日本国内でもなお論議が行われている」と説明した。

日本の国内向けに、日本政府は憲法九条改正が安保理常任理事国入りの前提条件ではないことを繰り返し、説明してきた。だが、外国の目からみれば、安保理常任理事国が、国連の強制措置への参加を一般の加盟国に求める場合、当の常任理事国が憲法の制約を理由に参加しないという事態が果たして道義的に許されるのか、という素朴な疑問を抱かせることになる。今回、アジアの友好国の有識者からこうした意見が出ていることに注意を払う必要がある。

集団的自衛権の憲法解釈について、内閣法制局はこれまで「国際法上、集団的自衛権を有しているが、憲法上、行使することは禁じられている」という解釈を守ってきた。国連平和維持活動（PKO）への参加や、イラク多国籍軍への協力について、日本国内ではその都度、憲法論議が起こってきた。このため、他の参加国に比べ、活動内容は大きな制約を受けており、他国と同一行動が取れない状況が続いてきた。

いずれ、日本が常任理事国入りを果たした場合、日本は自ら賛否の論議に加わった安保理決議に対し、実際の場面でどのように従うのか。新たな憲法解釈、新たな憲法のあり方が問われる場面も生まれそうだ。同時に、国際的な平和活動に関する日本の今後の取り組み方について、国際社会に対する説明責任も迫られているといえよう。

テーマごとの議論の要約は以下の通り。

【米国と中国の影響】

日本側からは、中国が江沢民政権から第四世代の胡錦濤政権に移行し、地域安全保障に取り組んでいる現状を説明した。中国は北朝鮮の核開発問題をめぐる六か国協議に大きな関心を抱いており、脱北者の急増が政治的不安定につながることを恐れている。台湾の陳水扁総統による独立運動の動きに対しても神経をとがらせており、チベットや新疆ウイグル自治区など他の少数民族居住地域の分離独立運動への影響を懸念している。米国では、第二期ブッシュ政権の継続が決まり、肯定的、否定的影響が見られるという分析が行われた。これに対し、タイ側からは、中国の台頭が平和的なら有益だが、脅威とならないよう見守る必要があることを指摘。米国が超大国として依然、君臨しており、単独行動主義を強めているとの懸念を示した。また、新しい防衛計画の大綱について、「中国を潜在的脅威と見なしているのではないか」という質問が出たのに対し、日本側は、脅威とは位置づけておらず、海洋活動の範囲拡大について「動向には注目していく必要がある」（新大綱）という表現であることを説明。同時に、中国の漢級原潜が起こした領海侵犯事件を説明し、中国が海洋進出を図る

ため、外洋海軍の建設を目指しているとの分析を示した。

【中東問題】

日本側からは、1990年代後半、イスラム過激派が孤立し、アフガニスタンに拠点を設けたが、9・11事件後、イラク戦争を経て、反米主義が強まり、国際テロに同調する世論動向が見られるなど、中東の概況を披露した。また、エネルギー問題の観点から、原油価格が高騰し、新たなエネルギー危機が起きている点を警告。米中両国などのエネルギー需要が急速に伸びているのに対し、供給能力増強のための投資が立ち後れているとの原因分析を示した。そのうえで、エネルギー供給のための地域協力が必要、と指摘した。タイ側からは、「日本が中東の経済発展のために貢献するべきではないか」との意見が出た。

【アジア地域協力】

日本側からは、現在、自由貿易協定（FTA）を含む経済連携が進みつつあり、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心に、ASEANプラス3などの枠組みを基礎に、東アジア共同体構想が生まれている現状を報告した。タイ側もアジア協力対話（ACD）を進め、各国とのFTAづくりを推進している点を説明。次の段階として、相互補完関係から、どのようなメカニズムを通して共同体の概念に格上げできるかが課題だ、とした。また、東アジア共同体建設に向けた協力を進めていく必要性や、中国の民主化への期待についても言及があった。

【国連改革】

日本側から、国連改革に関するハイレベル委員会の報告が、15か国から24か国への安保理拡大について提言し、その方法として二案を併記したことを報告した。また、現常任理事国の拒否権廃止はせず、新たな常任理事国に拒否権を付与しないことを明記している点について、「国連の民主化をうたっているのに、前後矛盾している」と問題点を指摘。日本は第二の国連分担金拠出国であり、「代表なくして課税なし」という民主主義の原則から見れば不公平きわまりないことを強調した。タイ側からは、アナン元タイ首相がハイレベル委員会委員長を務めた点を指摘した上で、「新常任理事国の拒否権を認めない形で、メンバーの賛成が得られるのか疑問だ」「憲法九条に固執していて、国連の強制措置に対し、どのように完全参加できるのか」「集団的自衛権の行使について、国連の集団的安全保障のための活動なら受け入れられると思うが、日米同盟のための行使だと中国は反発するのではないか」といった質問が出された。日本側からは、国内論議で国連安保理決議に基づく自衛隊派遣が求められた場合、派遣を認める意見と認めない意見に分かれている状況が説明された。

（報告・日本国際問題研究所特別研究員・笹島雅彦）